

「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書

「進行性化骨筋炎」は、別名「進行性化骨性線維異形成症」とも呼ばれ、身体の筋肉等が骨に変化し、その骨が体の関節を固め、あらゆる部分の動きの自由が奪われるほか、身体の変化に伴い、呼吸器官や内臓への影響を及ぼす病気である。この病気は、約200万人に1人の割合で発病しているが、未だ原因が解明されておらず、難病に指定されていないため、治療方法も確立されていないのが現状である。それゆえ医療費支援等を受けられず、患者や家族にとっては、精神的、経済的に大きな負担となっている。

よって、国におかれては、「進行性化骨筋炎」を難病に指定することにより、早期に治療方法の確立を図るとともに、患者が安心して治療を受けられる支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

平成18年3月22日

岐阜県郡上市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣